

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>第1章 総則 目的 定義 基本理念 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町の役割 県の役割</p> <p>第2章 災害予防対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 市町及び県等の役割</p> <p>第3章 災害応急対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町及び県の役割</p> <p>第4章 復旧・復興対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町及び県の役割</p>	<p>目次 前文 第1章総則(第1条—第8条) 第2章災害予防対策 第1節県民の役割(第9条—第14条) 第2節自主防災組織の役割(第15条—第19条) 第3節事業者の役割(第20条—第23条) 第4節県の役割(第24条—第36条) 第3章災害応急対策 第1節県民の役割(第37条・第38条) 第2節自主防災組織の役割(第39条) 第3節事業者の役割(第40条) 第4節県の役割(第41条—第44条) 附則</p>	<p>目次 前文 第1章総則(第1条—第9条) 第2章災害予防対策 第1節県の責務及び市町村の役割等(第10条—第27条) 第2節県民の役割(第28条—第31条) 第3節自主防災組織の役割(第32条—第36条) 第4節事業者の役割(第37条) 第3章災害応急対策 第1節県の責務及び市町村の役割(第38条—第40条) 第2節県民の役割(第41条・第42条) 第3節自主防災組織の役割(第43条) 第4節事業者の役割(第44条・第45条) 第5節防災ボランティアの役割(第46条) 第4章復旧・復興対策 第1節県の責務及び市町村の役割(第47条) 第2節県民の役割(第48条) 第3節自主防災組織の役割(第49条) 第4節事業者の役割(第50条・第51条) 第5節防災ボランティアの役割(第52条) 附則</p>	<p>目次 前文 第1章総則(第1条—第7条) 第2章災害予防対策 第1節県民、自主防災組織及び事業者 第1款県民(第8条—第12条) 第2款自主防災組織(第13条—第17条) 第3款事業者(第18条—第20条) 第2節市町村及び県(第21条—第31条) 第3章災害応急対策 第1節県民、自主防災組織及び事業者(第32条—第35条) 第2節市町村及び県(第36条—第39条) 第4章災害復旧・復興対策(第40条—第42条) 第5章防災対策の計画的な推進等(第43条—第45条) 附則</p>	<p>目次 前文 第1章 総則(第1条—第8条) 第2章 災害予防対策 第1節 県民の役割(第9条—第12条) 第2節 自主防災組織の役割(第13条—第18条) 第3節 事業者の役割(第19条—第22条) 第4節 県及び市町の役割(第23条—第34条) 第3章 災害応急対策 第1節 県民の役割(第35条・第36条) 第2節 自主防災組織の役割(第37条) 第3節 事業者の役割(第38条・第39条) 第4節 県及び市町の役割(第40条—第42条) 第4章 防災対策の計画的な推進等(第43条—第46条) 附則</p>	<p>目次 前文 第一章 総則(第一条—第六条) 第二章 災害予防対策 第一節 県民等 第一款 県民(第七条—第十三条) 第二款 自主防災組織(第十四条—第十九条) 第三款 事業者(第二十条—第二十二条) 第四款 学校等(第二十三条) 第二節 市町及び県(第二十四条—第三十七条) 第三章 災害応急対策 第一節 県民等(第三十八条—第四十二条) 第二節 市町及び県(第四十三条—第四十五条) 第四章 防災対策の計画的な推進等(第四十六条—第四十九条) 附則</p>
<p>前文 (記載内容) ・本県において、どのような自然災害が起きてきたか。また、今後、どのような自然災害の発生が予想されるか。(土砂災害危険箇所を全国一多く抱える本県の現状を含めて記述) ・現状の防災対策とその課題は何か。 ・こうした課題に、今後、どう対応していくべきか。 ・課題への対応において、この条例はどう位置づけられるのか。</p>	<p>和歌山県は、その地理的条件により過去幾度となく台風などによる風水害に見舞われ、また、周期的に起こる大規模な地震災害により甚大な被害を被ってきた。「稲むらの火」で語り継がれる濱口梧陵に代表される私たちの先達は、これらの自然災害に対し、自らの命を守るだけでなく、他の命を助けるという尊い偉業を残してきたところである。近い将来、東南海・南海地震の発生の可能性が極めて高いとされる今こそ、私たちは、この精神を受け継ぎ、いかなる災害にも対処できる準備が必要である。</p> <p>これまで、防災対策は、県及び市町村など公的な機関を中心に実施されてきた。しかし、阪神・淡路大震災やそれ以降に起こった災害で教訓となったのが、まさしく和歌山県民が誇りとしてきた、自らの命は自らで守る自助、自らの地域は互いに助け合って守る共助の精神であった。被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、共に力を合わせて防災対策に取り組み、災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成16年には、観測史上最多となる10個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増加や台風の強度の増大が予測されている。</p> <p>県は、これまで市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。</p> <p>こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくっていかねばならない。</p> <p>このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。</p> <p>とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。</p> <p>だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、将来を担う子どもたちへの義務でもある。</p>	<p>鹿児島県は、その地理的特性から集中豪雨や台風による甚大な被害を受けてきた歴史がある。</p> <p>平成5年の鹿児島豪雨災害や平成9年の針原川土石流災害、県北西部地震、平成18年の県北部豪雨災害などにより、多くの県民の尊い命と貴重な財産が失われた。</p> <p>また、11の活火山を有し、桜島の大正噴火に代表される火山災害も、身近に迫る脅威として存在している。</p> <p>防災対策については、これまで災害対策基本法や地域防災計画等に基づいて、県、市町村及び防災関係機関を中心に行われてきたが、被害を最小限度にとどめるには、これらの機関による防災対策の充実はもとより、県民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備え、適切な対応をとることが極めて重要である。</p> <p>ここに、私たちは、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」、市町村、県及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」を基本として、県民等、市町村、県及び防災関係機関が、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携し、及び協働して防災対策を着実に行うことにより、県民が安心して生活することができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>平成16年に愛媛県を襲った一連の台風は、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威に対して、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性をあらためて認識させられたところである。</p> <p>また、今世紀前半にも発生が確実視され、本県にも甚大な被害をもたらすことが予測される南海地震等の大規模な地震から、県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。</p> <p>これまで、県及び市町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を軽減させるためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。</p> <p>ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。</p> <p>これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。</p> <p>しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。</p> <p>こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。</p>

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
第1章 総則					
目的	この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町及び県の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、県民等、市町村及び県の責務等を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。 (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。 (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。 (4) 自主防災組織 地域住民が自主的に連携して、防災活動を行う組織 (5) 災害時要援護者 災害時の避難行動において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。 (6) 災害ボランティア 災害発生後の被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。 二 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。 三 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。 四 自主防災組織 自ら居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。 五 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。 六 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動(岡山県社会貢献活動の支援に関する条例(平成13年岡山県条例第13号)第2条第1項に規定する社会貢献活動をいう。)を行う個人又は団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。 (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。 (3) 防災関係機関 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 (4) 事業者 市町村、県及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。 (5) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (6) 県民等 県民、事業者、自主防災組織及び地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 地震、津波、洪水、高潮、地震、津波、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。 (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。 (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。 (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。 (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の避難等に援護を要する者をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。
基本理念	防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助、市町、県等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町、県等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。	(基本理念) 第3条 防災対策は、県民が自らの命は自らで守る自助を原則とし、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町村がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。	(基本理念) 第3条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助、市町村、県及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民等、市町村、県及び防災関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。	(基本理念) 第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本として実施されなければならない。 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。	(基本理念) 第3条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行われなければならない。
県民の役割	県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携、協力して防災対策を行うよう努めるものとする。	(県民の責務) 第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を行うよう努めるものとする。 2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(県民、事業者及び自主防災組織の責務) 第4条 県民及び事業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自らの防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し、及び協働するよう努めなければならない。 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し、及び協働するよう努めなければならない。	(県民の責務) 第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。 3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(県民の責務) 第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
事業者の役割 ・事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。 ・事業者は、自主防災組織、市町及び県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。 2 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。 2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。		(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	
自主防災組織の役割 ・自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。 ・自主防災組織は、市町、県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(自主防災組織の責務) 第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	(自主防災組織の役割) 第7条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。		(自主防災組織の責務) 第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。	
災害ボランティアの役割 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動支援を目的としている団体、自主防災組織、市町、県と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。		(防災ボランティアの役割) 第9条 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。			
市町の役割 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。	(市町村の役割) 第8条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。	(市町村の役割) 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。		(市町の責務) 第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。	(市町の役割) 第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。 2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)に定めるところにより、その施策を行うものとする。
県の役割(責務) ・県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。 ・県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。	(県の責務) 第7条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する総合的な施策の推進に努めるとともに、市町村、県民、事業者及び自主防災組織等が行う防災対策等への支援に努めるものとする。	(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。 2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。 3 県は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画について、基本理念にのっとり同法第40条第1項の規定による検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図るものとする。 4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	(県の責務) 第5条 県は、基本理念にのっとり、市町村を包括する広域の地方公共団体として、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等、市町村及び防災関係機関と連携し、及び協働して防災対策を行うとともに、必要な総合調整を行う責務を有する。	(県の責務) 第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。	(県の責務) 第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。 2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
ひろしま防災の日 ・県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。 ・ひろしま防災の日及びひろしま防災月間は、知事が定める。			(県民防災週間) 第45条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。 2 前項の県民防災週間は、知事が定める。	(えひめ防災の日) 第46条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日(以下「防災の日」という。)を設ける。 2 防災の日は、知事が定める。 3 防災の日においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。 4 防災の日においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。	(県民防災週間) 第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。 2 県民防災週間は、この条例の施行の日(同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日)を初日とする一週間とする。 3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実を努めるものとする。 4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。
			(市町村への要請) 第6条 県は、市町村に対し、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、当該市町村の住民、事業者、自主防災組織及び地縁による団体(以下「住民等」という。)、他の市町村、県並びに防災関係機関と連携し、及び協働して防災対策を行うよう求めるものとする。 2 県は、市町村に対し、この条例に規定する災害予防対策に係る市町村の施策、災害応急対策に係る市町村の施策、災害復旧・復興対策に係る市町村の施策及び防災対策の計画的な推進に係る市町村の施策を当該市町村の地域防災計画(法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。)に定め、及び行うよう求めるものとする。		
			(防災対策を行う上での配慮) 第7条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、高齢者、障害者その他の者で避難に支援が必要となるもの(以下「要援護者」という。)に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、要援護者に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。 2 県は、災害時に交通が途絶し、及び電気通信を利用することができなくなるおそれのある地区(以下この項において「孤立地区」という。)に十分配慮して防災対策を行うとともに、市町村に対し、孤立地区に十分配慮して防災対策を行うよう求めるものとする。		

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

防災知識の習得等	・県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加し、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の特徴、予測される被害と必要な備え、災害に遭遇したときにとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。 ・県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害など災害に関する情報(以下「地形等災害関連情報」という。)を収集するよう努めるものとする。 ・県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認するよう努めるものとする。	(防災知識の習得等) 第9条 県民は、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。 2 県民は、自らが生活する地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難経路、避難場所、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ、ハザードマップ等により確認するよう努めるとともに、家族との連絡方法等を家族で確認しておくよう努めるものとする。	(防災知識の習得等) 第8条 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。 2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努めるものとする。 3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。	(防災知識の習得等) 第8条 県民は、防災に関する研修及び防災訓練への参加その他の防災に関する活動により、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。 2 県民は、自らが生活する地域において、自主防災組織、市町村、県及び防災関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれがある箇所(以下「災害危険箇所」という。)、避難場所、避難の経路及び避難の方法を把握するよう努めるものとする。	(防災知識の習得等) 第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。 2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生した箇所等を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。	(防災知識の習得等) 第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。 2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報(以下「地形等災害情報」という。)を収集するよう努めるものとする。 3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。
自主防災組織への参加等	県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。	(自主防災組織への参加等) 第13条 県民は、地域における防災活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、積極的にその活動に参加するよう努めるものとする。	(自主防災組織への参加等) 第11条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。		(自主防災組織への参加等) 第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。	

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
災害時要援護者からの情報の提供	(災害時要援護者の協力) 第14条 災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど援護体制の整備に協力するよう努めるものとする。	(災害時要援護者からの情報の提供) 第31条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するように努めるものとする。	(要援護者による情報の提供) 第12条 要援護者は、市町村、自主防災組織その他の要援護者の避難を支援する機関に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。	(災害時要援護者からの情報の提供) 第12条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。	(要援護者による情報の提供) 第十二条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの(以下「要援護者」という。)は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。
生活物資の備蓄等	(生活物資の備蓄等) 第11条 県民は、災害に備え、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレその他の必要となる生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。	(生活物資の備蓄等) 第30条 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。	(物資の備蓄等) 第10条 県民は、災害の発生に備えて、必要な物資を備蓄するとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保するよう努めるものとする。	(生活物資の備蓄等) 第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。	(県民による備蓄等) 第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
建築物の安全性の確保等	(建築物等の防災対策) 第10条 建築物の所有者は、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。	(建築物の安全性の確保等) 第29条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	(建築物等の所有者等の防災対策) 第9条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修し又は撤去するよう努めるものとする。	(建築物の安全性の確保等) 第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。	(建築物の所有者等の防災対策) 第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。
	(用具の備え) 第12条 県民は、災害を未然に防止し、及び災害による被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。				(用具の備え) 第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。
					(災害情報の提供) 第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するように努めるものとする。

第2節 事業者の役割

事業者は、災害発生時等における来所者、従業員及び周辺地域住民等の安全の確保及び事業を継続するための計画の策定並びに計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。	(安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画) 第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努めるものとする。	第37条 事業者は、災害発生時等において来所者、従業員等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。	(防災に関する研修等の実施) 第18条 事業者は、防災対策の責任者を定めるとともに、従業員に対し必要な防災に関する研修及び防災訓練を行うよう努めるものとする。	(安全を確保するための計画及び事業継続計画) 第19条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画(以下「事業継続計画」という。)を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。	(事業者の災害予防対策) 第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。
事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるものとする。	(建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄) 第21条 事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。			(建築物の耐震性の確保等) 第21条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。	

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
	(防災訓練の実施等) 第22条 事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。				
	(地域への協力) 第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努めるものとする。		(自主防災組織等への協力) 第19条 事業者は、自主防災組織、市町村、県及び防災関係機関が行う災害予防対策に協力するよう努めるものとする。	(地域への協力) 第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の避難場所としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。	(地域への協力) 第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。
				(災害時における事業継続等) 第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。	
					(市町及び県への協力) 第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第3節 自主防災組織の役割

防災意識の啓発等	・自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、市町、県等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。	(防災意識の啓発等) 第16条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努めるものとする。	(防災意識の啓発等) 第32条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。	(防災に関する研修等の実施) 第13条 自主防災組織は、防災に関する研修及び防災訓練に積極的に参加するとともに、自らも防災に関する研修及び防災訓練を行うよう努めるものとする。	(防災意識の啓発) 第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。	(防災意識の啓発等) 第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。
地形等災害関連情報の確認等	・自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用して、地形等災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。 ・自主防災組織は、把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図を作成するとともに、その周知に努めるものとする。	(災害危険箇所の確認等) 第15条 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。 3 自主防災組織は、前2項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努めるものとする。	(地形等災害関連情報の確認等) 第33条 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、前項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。	(災害危険箇所の把握等) 第14条 自主防災組織は、市町村、県及び防災関係機関が提供する災害危険箇所その他の防災に関する情報を活用して、地域の災害危険箇所、避難場所、避難の経路、避難の方法その他の避難に必要な事項を把握するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した事項その他の防災に関する情報を示した地域の地図を作成するとともに、当該自主防災組織が活動を行う地域の住民(以下「地域住民」という。)に周知するよう努めるものとする。	(災害危険箇所の確認等) 第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、あらかじめ、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。 3 自主防災組織は、前2項の規定により確認した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成するよう努めるとともに、地域住民に周知するよう努めるものとする。	(災害危険場所の確認等) 第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。 3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。
災害時要援護者の支援等	・自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町及び民生委員児童委員等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。 ・自主防災組織は、前項に規定する災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。 ・自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。	(災害時要援護者の情報把握及び援護体制の整備) 第19条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努めるものとする。	(災害時要援護者の支援等) 第34条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。 2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。		(災害時要援護者の援護体制の整備) 第16条 自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、災害時要援護者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。	(要援護者への支援体制の整備) 第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。
避難勧告等への対応の準備	自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議したうえで、構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。		(避難勧告等への対応の準備) 第36条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。	(地域における避難体制の整備) 第16条 自主防災組織は、災害時に地域住民が早めに避難するための体制の整備に努めるものとする。 2 前項の場合において、自主防災組織は、要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。	(市町等との連携等) 第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、避難勧告等が発令された場合における地域住民の避難計画及び災害時要援護者の避難等の際の援護に関する計画等を定めておくよう努めるとともに、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。	(市町等との連携) 第十九条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示(以下「避難準備情報等」という。)の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。 2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体等と連携して取り組むものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案		和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
物資の備蓄等	自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。	(資機材等の備蓄) 第18条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。	(物資の備蓄等) 第35条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。	(物資の確保) 第17条 自主防災組織は、災害時に必要な物資を地域の実情に応じて確保するよう努めるものとする。	(資機材等の備蓄) 第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。	(自主防災組織による備蓄) 第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。
		(防災訓練の実施等) 第17条 自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。			(防災訓練の実施等) 第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。	
				(地域における情報伝達体制の整備) 第15条 自主防災組織は、災害時に地域住民に確実に情報を伝達するための体制の整備に努めるものとする。 2 前項の場合において、自主防災組織は、要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。		
						(地域住民の行動基準の作成等) 第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

第4節 市町及び県等の役割

防災意識の啓発等	・市町及び県は、自主防災組織及び関係機関と連携した防災意識の啓発、高揚及び災害、防災に関する知識の普及に努めるものとする。	(防災意識の啓発等) 第24条 県は、県民、自主防災組織及び事業者が災害に備え、適切な防災対策等を実施できるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るものとする。	(災害及び防災に関する普及啓発) 第13条 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。 2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前項の普及啓発の実施を支援するものとする。 3 前2項の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。	(防災意識の高揚等) 第22条 県は、県民等に防災に関する知識を普及し、県民等の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を行うものとする。 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(前条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。	(防災意識の啓発) 第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。	(防災意識の啓発等) 第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。
学校等における防災に関する教育の実施	・学校又は保育所の設置・管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。	(防災に関する教育の充実) 第36条 県は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保できるよう、防災に関する教育の充実に努めるものとする。	(防災に関する教育の実施) 第15条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。 2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。	(防災教育の実施) ※予防対策 事業者の役割 第20条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を設置し、又は管理する者は、教育を受ける者が災害時に自らの安全を確保することができるよう防災に関する知識を習得させるとともに、防災訓練を行うよう努めるものとする。		第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。
防災訓練等の実施	市町及び県は、県民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練・研修を実施するよう努めるものとする。	(防災訓練の実施) 第34条 県は、国、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。	(防災訓練等の実施) 第12条 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。 2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努めるものとする。			(防災訓練の実施) 第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>災害情報の提供等</p> <p>・市町は、地域の地形等災害情報や適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供しよう努めるとともに、災害想定区域や避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面表示した地図(以下、「ハザードマップ」という。)を作成し、住民に周知しよう努めるものとする。 ・県は前項の規定による施策の実施を支援するものとする。 ・県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。</p>		<p>(災害関連情報の提供等)</p> <p>第14条 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報(第28条第2項及び第3項並びに第33条第1項において「地形等災害関連情報」という。)及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供しよう努めるものとする。 2 市町村は、当該市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図(第41条第1項において「防災地図」という。)を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知しよう努めるものとする。 3 県は、前2項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。</p>		<p>(防災情報の提供等)</p> <p>第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供しよう努めるものとする。 2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。 3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>(災害情報の提供等)</p> <p>第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供しよう努めるものとする。 2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。 3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。 4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。</p>
<p>自主防災組織への支援</p> <p>・市町は、自主防災組織の結成及び活動への支援に努めるものとする。その際、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者の育成及び確保について特に配慮するものとする。 ・県は前項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>(自主防災組織への支援)</p> <p>第25条 県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が推進されるよう必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>(自主防災組織の結成の促進等)</p> <p>第25条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。 2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>		<p>(自主防災組織への支援)</p> <p>第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>(自主防災組織への支援)</p> <p>第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</p>
<p>災害時要援護者の支援体制の整備</p> <p>・市町は、災害時要援護者の把握に努め、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会など関係機関と連携して、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。 ・市町は、関係機関と連携して、災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための福祉避難所を確保するよう努めるものとする。 ・県は、前2項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>(災害時要援護者に対する避難誘導等)</p> <p>第29条 県は、あらかじめ、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(災害時要援護者の支援体制の整備)</p> <p>第20条 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所(災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。 3 県は、前2項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>			
<p>災害ボランティア活動への支援等</p> <p>・市町及び県は、災害ボランティア活動の実施及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティア活動への参加についての啓発や、ボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p>(ボランティア活動の環境整備等)</p> <p>第26条 県は、災害が発生した場合において、ボランティアによる防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が円滑に実施されるよう、あらかじめ、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティアの受入体制の整備等ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。 2 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るよう努めるものとする。 3 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボラン</p>	<p>(防災ボランティア活動の環境整備等)</p> <p>第27条 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。 2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努めるものとする。</p>	<p>(防災ボランティア活動への支援等)</p> <p>第30条 県は、支援団体及び防災ボランティア活動を行う団体と連携し、災害時に防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われる体制を整備するものとする。 2 県は、支援団体と連携し、県民に防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及するものとする。 3 県は、支援団体が行う防災ボランティア活動を行う者の活動の調整に関する知識その他の防災ボランティア活動に必要な事項に関する知識を有する者の育成を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。</p>	<p>(ボランティア活動への支援等)</p> <p>第32条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。 2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。 3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。</p>	<p>(ボランティア活動への支援等)</p> <p>第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動(以下「ボランティア活動」という。)に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。 2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。 3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。</p>

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>避難計画の作成等</p> <p>・市町は、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>・前項の避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、避難場所の運営について、その所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準をあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記の避難計画及び行動基準を住民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>(避難計画の策定等)</p> <p>第19条 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー(他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいう。)等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努めるものとする。</p> <p>4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努めるものとする。</p> <p>5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援するものとする。</p>	<p>(避難計画の策定等)</p> <p>第21条 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(広域的な避難体制の整備等)</p> <p>第25条 県は、広域的な避難が必要となる場合に備えて、市町村及び他の都道府県と連携して、広域的な避難体制を整備するものとする。</p> <p>2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(第21条第5号及び第6号に掲げるものに限る。)を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。</p>	<p>(住民避難体制の整備)</p> <p>第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市町は、災害時における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生その他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。</p> <p>4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準(以下「運営基準」という。)を住民に周知するものとする。</p> <p>5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>6 市町は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、災害時要援護者の援護を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。</p> <p>8 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への広域的な誘導</p>	<p>(避難計画の作成等)</p> <p>第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。</p> <p>4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。</p> <p>5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。</p>
<p>医療救護体制の整備</p> <p>・市町は、地区医師会との連携のもと、医療救護計画を作成し、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、市町の医療救護体制を支援するため、市町の医療救護活動のみでは対応できない傷病者に備えた災害拠点病院・災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第32条 県は、あらかじめ災害による傷病者への治療の拠点となる病院を指定するなど、災害が発生した場合における広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(医療救護体制の整備等)</p> <p>第21条 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(広域的な医療救護体制の整備等)</p> <p>第27条 県は、災害時に入院による医療及び高度な医療の必要な傷病者を収容する拠点となる医療機関を指定するなどして、広域的な医療救護体制を整備するとともに、災害時における医療機関の被害の状況に関する情報の収集及び伝達のための体制を整備するものとする。</p>	<p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第31条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等(以下「救護病院等」という。)を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療</p>
<p>公衆衛生の確保のための体制整備</p> <p>県及び市町は、関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(公衆衛生の確保のための体制の整備)</p> <p>第22条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(公衆衛生の確保のための体制の整備)</p> <p>第22条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(広域的な輸送体制の整備)</p> <p>第28条 県は、災害応急対策に必要な物資及び人員を広域的に輸送するために必要となる道路、港湾その他の輸送施設及び自動車、船舶その他の輸送手段を確保するなどして、災害時における広域的な輸送体制を整備するものとする。</p>	<p>(公衆衛生の確保)</p> <p>第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。</p>	
<p>輸送体制の整備</p> <p>県は、緊急輸送路を指定し、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(緊急輸送体制の整備)</p> <p>第23条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(緊急輸送体制の整備)</p> <p>第23条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(広域的な輸送体制の整備)</p> <p>第28条 県は、災害応急対策に必要な物資及び人員を広域的に輸送するために必要となる道路、港湾その他の輸送施設及び自動車、船舶その他の輸送手段を確保するなどして、災害時における広域的な輸送体制を整備するものとする。</p>	<p>(輸送体制の整備)</p> <p>第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。</p>	
<p>他の地方公共団体等との連携体制の整備</p> <p>・市町は、他の市町、関係事業者等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(事業者等との協定)</p> <p>第31条 県は、物資等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が的確かつ迅速に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>(事業者等との協定)</p> <p>第24条 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者(第38条及び第45条において「帰宅困難者」という。への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>(広域的な連携体制の整備)</p> <p>第29条 県は、他の都道府県、防災関係機関又は事業者と広域的な連携に関する協定を締結するなどして、災害時に速やかに被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うために必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(事業者等との協定)</p> <p>第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案		和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
地域防災力の強化	市町は、防災体制の整備、消防団の機能強化その他の地域防災力を強化するよう努めるものとする。				(地域防災力の強化) 第45条 県及び市町は、防災体制の整備その他の地域防災力の強化に努めるものとする。	(地域防災力の強化) 第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。
情報収集伝達体制の整備	・市町は、災害及び避難に関する情報の住民への提供及び住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備・確保に努めるものとする。 ・市町は、災害により帰宅することが困難となった者や移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。 ・県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報の入手手段を整備・確保するとともに、災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を講じておくものとする。 ・市町及び県は、災害情報等の提供について、あらかじめ報道機関と協定を締結する等連携を図るよう努めるものとする。	(情報収集伝達体制の整備等) 第28条 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の収集及び伝達ができる体制を整備し、県民等への的確な情報の提供ができるよう努めるものとする。 2 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供できるよう努めるものとする。	(情報収集伝達体制の整備) 第18条 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。 2 県及び市町村は、孤立地区(災害の発生により交通が途絶した地区をいう。次条第3項において同じ。)における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努めるものとする。 3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。 4 県及び市町村は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備に関する情報(次条第1項、第36条及び第41条において「避難勧告等」という。)に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努めるものとする。	(情報伝達体制の整備等) 第24条 県は、災害時における気象及び災害の状況に関する情報を収集し、これを市町村及び防災関係機関に伝達するための手段を講ずるものとする。 2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(第21条第4号に掲げるものに限る。)を支援するため、報道機関と連携するものとする。	(情報収集伝達体制の整備) 第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。 2 県及び市町は、孤立地区(災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。)の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。 3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。 4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。 5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。	(情報伝達体制の整備) 第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。 2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。 3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。 4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。 5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>防災・危機管理体制の整備</p> <p>・市町及び県は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災・危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、職員の災害及び防災に関する知識の習得、災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練・研修等を実施するものとする。</p>	<p>(職員への研修等)</p> <p>第35条 県は、職員に対し研修を実施し、職員の災害及び防災に関する知識及び技能の習得を図るものとする。</p> <p>2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、緊急活動体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動を職員に周知徹底するものとする。</p>	<p>(危機管理体制の充実)</p> <p>第10条 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努めるものとする。</p>		<p>(研修の実施等)</p> <p>第34条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。</p>	<p>(職員への研修等)</p> <p>第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。</p>
<p>市町及び県による備蓄</p> <p>市町及び県は、災害発生に備えて、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(物資等の備蓄)</p> <p>第30条 県は、市町村と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(物資の計画的な備蓄等)</p> <p>第16条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。</p>	<p>(物資の備蓄等)</p> <p>第26条 県は、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに、市町村、他の都道府県、防災関係機関又は事業者と連携して、当該物資を確保するものとする。</p>	<p>(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)</p> <p>第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。</p>	<p>(市町及び県による備蓄)</p> <p>第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。</p>
<p>公共施設の整備</p> <p>・市町及び県は、防災拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設や避難場所として使用される学校などの施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。</p>	<p>(公共施設の整備)</p> <p>第33条 県は、その所有し、又は管理する避難所その他の応急対策を実施する拠点となる施設について、耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、非常用電源設備の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、その管理する道路、河川、砂防、港湾、公園等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。</p>	<p>(公共施設の整備等)</p> <p>第17条 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。</p> <p>2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。</p> <p>3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建物等を設計することをいう。)の趣旨に沿って、前2項の公共施設の整備に努めるものとする。</p> <p>4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。</p> <p>5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努めるものとする。</p>	<p>(公共施設の整備)</p> <p>第31条 県は、その所有し、又は管理する災害時の避難場所その他の災害時の利用が見込まれる施設について、点検を定期的に行い、計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達するために必要な整備を行うものとする。</p> <p>2 県は、その所有し、又は管理する道路、港湾、河川、公園等の施設について、防災上の観点から、点検を定期的に行うとともに、計画的な補修その他の防災上必要な措置を行うものとする。</p>	<p>(公共施設の整備)</p> <p>第33条 県及び市町は、避難場所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、避難場所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>2 県及び市町は、災害時要援護者が避難場所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。</p> <p>3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。</p>	<p>(公共施設の整備)</p> <p>第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常用電源設備等の整備を行うものとする。</p> <p>2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。</p>
	<p>(防災リーダー等の育成)</p> <p>第27条 県は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティア活動が効果的に行われるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)、ボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。</p>	<p>(人材の育成等)</p> <p>第26条 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。</p>	<p>(地域防災推進員の育成等)</p> <p>第23条 県は、各市町村における自主防災組織の結成及び活動を推進する者(次項において「地域防災推進員」という。)の育成を行うものとする。</p> <p>2 県は、災害予防対策に係る市町村の施策(第21条第3号に掲げるものに限る。)について、地域防災推進員と市町村との連携を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うものとする。</p>	<p>(防災リーダー等の育成)</p> <p>第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が効果的に実施されるよう、防災リーダー(自主防災組織が行う防災活動において指導的役割を担う者をいう。)及びボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。</p>	
		<p>(消防団及び水防団の充実等)</p> <p>第11条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>			

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
			<p>(災害予防対策に係る市町村の施策) 第21条 第6条第2項の「災害予防対策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 住民等に防災に関する知識を普及し、住民等の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を行うこと。</p> <p>(2) 災害危険箇所、避難場所その他の防災に関する情報を示した当該市町村の区域に係る地図を作成するとともに、住民等に周知すること。</p> <p>(3) 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行うこと。</p> <p>(4) 災害時における災害の状況に関する情報及び避難の勧告その他の避難のための措置に関する事項を住民等に伝達し、並びに住民等から災害の状況及び安否情報その他の避難の状況に関する情報を収集するための手段を講ずること。</p> <p>(5) 避難の勧告その他の避難のための措置の基準及び避難場所その他の避難のために必要な事項を定めるとともに、住民が早めに避難するための計画を作成し、及び住民等に周知すること。</p> <p>(6) 災害時における避難場所の運営について、避難場所の運営計画(以下「避難所運営計画」という。)を作成するとともに、住民等に周知すること。</p> <p>(7) 要援護者を把握するとともに、要援護者の避難を支援するための体制を整備すること。</p> <p>(8) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに、確保すること。</p> <p>(9) 災害時において、傷病者に医療を行い救護するための体制(以下「医療救護体制」という。)を整備すること。</p> <p>(10) 災害応急対策に必要な物資及び人員を輸送するための体制を整備すること。</p> <p>(11) 災害時における事業者、他の市町村及び防災関係機関との連携に関する協定を締結すること。</p> <p>(12) 当該市町村の区域において、ボランティアによる防災活動(以下「防災ボランティア活動」という。)の支援を行う団体(以下「支援団体」という。)及び防災ボランティア活動を行う団体と連携するとともに、防災ボランティア活動に必要な場所及び情報の提供その他の防災ボランティア活動を支援するための体制を整備すること。</p> <p>(13) 住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動を行うために必要な知識を普及すること。</p> <p>(14) 当該市町村が所有し、又は管理する災害時の避難場所その他の災害時の利用が見込まれる施設について、点検を定期的に行い、計画的な耐震改修その他の災害時の利用の目的を達するために必要な整備を行うこと。</p> <p>(15) 当該市町村が所有し、又は管理する道路、港湾、河川、公園等</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じ</p>		

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>第3章 災害応急対策 第1節 県民の役割</p>					
<p>避難の実施</p> <p>・県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、防災地図の活用等により、自ら必要と判断したときは速やかに避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかに、かつ互いに助け合って避難するよう努めるものとする。</p> <p>・避難場所を利用する者は、互いに協力して協同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。</p>	<p>(避難及び避難所)</p> <p>第37条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、市町村から避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民、滞在者その他の者は、地震が発生した場合において、津波に関する予報が発表されたとき又は津波による被害の発生が予想されるときは、高台その他の安全な場所へ直ちに避難するものとする。</p> <p>3 県民は、災害が発生した場合において、自主防災組織に協力し、初期消火、負傷者の救出及び救護を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 避難所に滞在する者は、その避難所の運営基準に従い、互いに協力して自主的な共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p>	<p>(避難及び避難場所)</p> <p>第41条 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。</p> <p>2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。</p>	<p>(避難及び避難場所)</p> <p>第32条 県民は、災害時において、自ら防災に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主防災組織及び地縁による団体と連携して、自主的に避難するほか、避難の勧告その他の避難のための措置に速やかに応じて行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難場所に滞在する者は、避難所運営計画に従い、相互に協力して生活を営むとともに、避難の勧告その他の避難のための措置がなされている場合には、当該措置が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p>	<p>(避難及び避難場所)</p> <p>第35条 県民は、災害時において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図等の活用により必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。</p> <p>2 避難場所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。</p> <p>3 避難場所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら協力して避難場所を円滑に運営するよう努めるものとする。</p>	<p>(避難及び避難場所)</p> <p>第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。</p> <p>2 避難場所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。</p> <p>3 避難場所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。</p>
<p>車両使用の自粛等</p> <p>県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。</p>	<p>(車両使用の自粛等)</p> <p>第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両(災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両をいう。)の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。</p>	<p>(車両使用の自粛等)</p> <p>第42条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両(災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両をいう。)の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。</p>		<p>(車両使用の自粛等)</p> <p>第36条 県民は、災害時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。</p>	<p>(車両使用の自粛等)</p> <p>第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。</p>
			<p>(災害時の被害拡大の防止)</p> <p>第33条 県民は、災害時において、新たな被害の発生又は被害の拡大を防ぐため、災害危険箇所付近に近づかないよう努めるものとする。</p>		
					<p>(危険建築物等の取扱い)</p> <p>第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物(以下「危険建築物等」という。)による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。</p>

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
第2節 事業者の役割					
来所者等の安全の確保	事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者、従業員等の安全を確保するとともに、専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。	第40条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。	(来所者等の安全の確保) 第44条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。	(事業者の災害応急対策) 第35条 事業者は、災害時において、従業員及び来訪者の安全を確保するとともに、地域の住民の安全の確保に資するため、防災に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、救助その他の災害応急対策を積極的に行うよう努めるものとする。	(災害時の応急対策) 第38条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。
帰宅困難者対策への協力	事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じて従業員への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制への協力を努めるものとする。 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業者の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。	(帰宅困難者への支援) 第45条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。	(帰宅困難者への支援) 第45条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。	(帰宅困難者への支援) 第39条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。	(帰宅困難者への支援) 第39条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。
第3節 自主防災組織の役割					
	自主防災組織は、市町及び民生委員児童委員その他の関係機関と連携し、安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視など地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。	第39条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めるものとする。	第43条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。	(自主防災組織の災害応急対策) 第34条 自主防災組織は、災害時において、防災に関する情報の収集及び地域住民への伝達、避難誘導、救助その他の災害応急対策を積極的に行うよう努めるものとする。	第37条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。
第4節 災害ボランティアの役割					
	災害ボランティアは、市町、県及び自主防災組織と連携し、地域から求められている被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等の活動を実施するよう努めるものとする。	第46条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。			
第5節 市町及び県の役割					
情報の収集及び提供	市町及び県は、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。	(情報連絡体制の確立) 第41条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国、市町村、防災関係機関等と連携し、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害に関する情報を収集するとともに、県民等に対し、的確かつ迅速な情報の提供に努めるものとする。	(情報の収集及び提供) 第38条 県及び市町村は、災害発生時等において、第18条第1項又は第3項の体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。	(災害時の情報の収集及び伝達) 第38条 県は、災害時において、災害及び防災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するとともに、報道機関と連携して県民等に伝達するものとする。	(情報連絡体制の確立) 第40条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。
自主防災組織等の活動支援	市町は、自主防災組織や災害ボランティアによる防災活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。			(災害時の支援団体の活動への支援) 第39条 県は、災害時において、ボランティアの受入れ及び防災ボランティア活動が円滑に行われるために必要な体制を速やかに支援団体が確立することができるようにするため、情報の提供を行うものとする。	
学校等における児童、生徒等の安全の確保	学校又は保育所の設置・管理者は、災害が発生し、発生するおそれがある場合は、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。				(災害発生情報の収集、提供等) 第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。 2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。 3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。 4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。 5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
災害応急対策のための体制の確立	(応急体制の確立) 第42条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な応急体制を速やかに確立するよう努めるものとする。	(災害応急対策のための体制の確立) 第39条 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。	(応急体制の確立等) 第37条 県は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助及び医療その他の災害応急対策のために必要な体制を速やかに確立し、災害応急対策を行うものとする。	(応急体制の確立) 第41条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。	(応急体制の確立) 第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。
市町への応援	県は、市町からの応援、応急措置の実施要請に対し速やかに対応するものとする。	(市町村への応援) 第40条 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。		(県から市町への応援) 第42条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。	(県から市町への応援) 第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。
	(緊急輸送の確保) 第43条 県は、災害が発生した場合において、応急対策を迅速に実施するため、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するよう努めるものとする。		(災害応急対策に係る市町村の施策) 第36条 第6条第2項の「災害応急対策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 災害時において、迅速かつ的確な避難、救助及び医療その他の災害応急対策のために必要な体制を速やかに確立し、災害応急対策を行うこと。 (2) 災害時において、災害及び防災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、住民等に伝達すること。 (3) 災害時において、ボランティアの受入れ及び防災ボランティア活動が円滑に行われるために必要な体制を速やかに確立すること。		

第4章 復旧・復興対策

第1節 県民の役割

	・県民は、市町、県、事業者、自主防災組織及び災害ボランティアと協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。 ・県民は、循環型社会を形成する観点から家具等を再使用し、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。	—	第48条 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。 2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。	(災害復旧・復興対策の実施等) 第42条 2 県民は、自らの生活の再建及び地域の災害の復旧・復興に努めるものとする。	—	—
--	--	---	--	--	---	---

第2節 事業者の役割

雇用の場の確保等	事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。	—	(雇用の場の確保等) 第50条 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。		—	—
生活に不可欠な施設の復旧	水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、相互に情報の共有を図りながら速やかな復旧対策を実施するよう努めるものとする。	—	(生活に不可欠な施設の復旧) 第51条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。	(生活に不可欠な施設の管理者の相互連携) 第41条 電気若しくはガスを供給するための施設、水道施設、下水道施設、電気通信を行うための施設又は道路の管理者は、復旧に係る工事を行うときは、相互に連携するよう努めるものとする。	—	—

第3節 自主防災組織の役割

	自主防災組織は、地域における復旧・復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。	—	第49条 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。		—	—
--	--	---	--	--	---	---

第4節 災害ボランティアの役割

	災害ボランティアは、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の支援を目的としている団体、市町及び県と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。	—	第52条 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。		—	—
--	---	---	---	--	---	---

他県条例 条文比較一覧

広島県防災対策基本条例(仮称)素案	和歌山県防災対策推進条例	岡山県防災対策基本条例	鹿児島県防災対策基本条例	愛媛県防災対策基本条例	香川県防災対策基本条例
<p>第5節 市町及び県の役割</p> <p>・市町及び県は、大規模な災害後の復旧・復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧・復興対策を円滑に実施する</p>	<p>—</p>	<p>第47条 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。</p>	<p>(災害復旧・復興対策の実施等)</p> <p>第42条 県は、災害が発生した場合において、速やかに災害復旧・復興対策を行うものとする。</p> <p>2</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
			<p>(災害復旧・復興対策に係る市町村の施策)</p> <p>第40条 第6条第2項の「災害復旧・復興対策に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 被災者の生活の再建及び事業の継続を支援するための窓口の設置その他の被災者への支援対策を行うこと。</p> <p>(2) 当該市町村が所有し、又は管理する道路、水道、下水道その他の住民生活に不可欠な公共施設の被害に関する調査を行うとともに、速やかに災害復旧・復興対策を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該市町村の地域の実情に応じて、災害復旧・復興対策を行うこと。</p>		
			<p>第5章 防災対策の計画的な推進等</p>	<p>第4章 防災対策の計画的な推進等</p>	<p>第四章 防災対策の計画的な推進等</p>
			<p>(防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策)</p> <p>第43条 第6条第2項の「防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法令及びこの条例に基づく市町村の防災対策の内容について定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するとともに、その結果を公表すること。</p> <p>(2) 当該市町村が所有し、又は管理する施設の耐震改修その他の防災対策の目標を定めるとともに、公表すること。</p> <p>(3) 第45条第1項の県民防災週間において、住民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図ること。</p>	<p>(県地域防災計画及び市町地域防災計画)</p> <p>第43条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。</p> <p>2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。</p>	<p>(目標の設定及び実施状況の点検)</p> <p>第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。</p> <p>2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。</p> <p>3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。</p>
			<p>(防災対策の内容の検討等)</p> <p>第44条 県は、法令及びこの条例に基づく自らの防災対策の内容について定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するとともに、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 県は、その所有し、又は管理する施設の耐震改修その他の防災対策の目標を定めるとともに、公表するものとする。</p>		<p>(防災対策の点検)</p> <p>第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等(以下「県民等」という。)は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。</p>
				<p>(大規模な地震による被害の軽減対策)</p> <p>第44条 県及び市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。</p>	